平成２７年（フ）第１５５９号
神奈川県大和市草柳２丁目７番地６　ドエルコート大和105号
債務者　鈴田　博和
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５６０号
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目22番地１　太陽ハイツ８号室
債務者　煤田　康貴
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４８号
東京都八王子市平岡町７番９号ガーデンハイツ103号
債務者　澤井　幸子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８０１４号
東京都大田区萩中３丁目18―12―101
債務者　鈴木　壽美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０１７号
東京都府中市分梅町２丁目30―11　第三三上コーポ202
債務者　保坂　晋広
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２０号
東京都西多摩郡瑞穂町南平２丁目25番地５ハイツリョウ103号
債務者　関根　美幸
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３６６号
岡山市北区御津金川525番地
債務者　竹中　康正
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１１号
岡山市中区平井３丁目966番地18
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４８号
北海道旭川市末広８条５丁目5317番地の14　サンハイム210号
債務者　寺下フキ子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２１号
北海道深川市多度志2167番地　多度志団地21号室
債務者　宍戸とし子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５２号
北海道釧路郡釧路町昆布森３丁目53番地１
債務者　中井美千代
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３４７号
静岡県浜松市南区東町361番地　スカイハイツ仲山103号室
債務者　藤原　光則
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３７１号
静岡県浜松市南区本郷町1345番地の21　ボナールマキＡ－２号室
債務者　佐藤　　晃
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
長崎県佐世保市日宇町2654番地、前住所長崎県佐世保市上町４番12号
債務者　大瀬　ツヨ（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
長崎県佐世保市日宇町300番地の１、前住所長崎県大村市富の原２丁目307番地７　フロンティア202
債務者　阿部　真季
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月30日午後３時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係